

資料

1 伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針策定の流れ	16
2 伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会	17
(1) 伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会設置要綱	
(2) 伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会委員名簿	
(3) 伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針案について（諮問）	
(4) 伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針案について（答申）	
3 市民参加等	21
(1) 境島小学校学校規模適正化検討地区委員会	
(2) 境島小学校統合又は存続の要望	
(3) パブリックコメント手続	

1 伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針策定の流れ

基本方針案の審議		市民参加等	
H26. 6. 27	第 1 回伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会		
H26. 7. 28	第 2 回伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会		
H26. 10. 2	第 3 回伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会		
H26. 10. 28	第 4 回伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会		
		H26. 12. 19	第 1 回境島小学校学校規模適正化検討地区委員会
		H27. 1. 22	第 2 回境島小学校学校規模適正化検討地区委員会
		H27. 2. 13	第 3 回境島小学校学校規模適正化検討地区委員会
		H27. 3. 2	境島小学校児童保護者から「学校統合に関する要望書」提出
H27. 3. 18	第 5 回伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会		
		H27. 4. 20 ～ H27. 5. 19	伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針（案）に対するパブリックコメント手続の実施
		H27. 5. 15	境島小学校児童保護者から「学校存続に関する要望書」提出
H27. 6. 24	第 6 回伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会		
H27. 6. 24	教育委員会へ答申		

2 伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会

(1) 伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立の小学校及び中学校における学級数(以下「学校規模」という。)の適正化について検討し、望ましい教育環境の整備を図るため、伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、伊勢崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に学校規模の適正化に関する基本方針を答申するものとする。

- (1) 学校規模の適正化の基本的な考え方に関すること。
- (2) 学校規模の適正化を図る必要がある学校の特定に関すること。
- (3) 学校規模の適正化に向けた具体的な取組に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区長会地区会長
- (3) 小学校長会長及び中学校長会長
- (4) P T A連合会の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱し、又は任命したときから、その諮問に対する答申が終了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(地区委員会)

第7条 委員長は、第2条の所掌事務について、関係者から意見聴取するための組織として学校規模適正化検討地区委員会(以下「地区委員会」という。)を設置することができる。

2 地区委員会は、委員長が指名した者をもって組織する。

3 地区委員会における意見聴取の結果は、委員長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(2) 伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会委員名簿

No.	氏 名	委嘱区分	摘 要
1	立 見 康 彦	1号委員	学識経験者（群馬大学教育学部客員教授）
2	塩 野 信 敏	2号委員	北地区区長会長（華蔵寺町区）
3	高 畑 博	2号委員	南地区区長会長（中央町二区）
4	新 井 周 雄	2号委員	殖蓮地区区長会長（昭和町区）
5	石 原 伊知男	2号委員	茂呂地区区長会長（美茂呂町区）
6	栗 原 好 夫	2号委員	三郷地区区長会長（安堀町区）
7	武 井 茂 雄	2号委員	宮郷地区区長会長（田中町区）
8	五十嵐 武	2号委員	名和地区区長会長（戸谷塚町区）
9	吉 田 信 一	2号委員	豊受地区区長会長（下蓮町区）
10	石 井 秋 治	2号委員	赤堀地区区長会長（香林町一丁目区）
11	磯 幸 夫 (板 垣 繁 實)	2号委員	東地区区長会長（平井町区） "（三室町区）
12	本 田 稔	2号委員	境地区区長会長（南町区）
13	下 山 重 之 (田 島 昇)	3号委員	小学校長会長（宮郷第二小学校） "（三郷小学校）
14	下 田 仁 (中 島 啓 元)	3号委員	中学校長会長（第三中学校） "（第一中学校）
15	吉 野 和 仁	4号委員	P T A 連合会小学校代表（殖蓮第二小学校 P T A 副会長）
16	狩 野 浩 之 (小 林 英 司)	4号委員	P T A 連合会中学校代表（境南中学校 P T A 会長） "（赤堀中学校 P T A 会長）

※カッコ書きは、前任の委員（平成26年度）を表します。

(3) 伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針案について（諮問）

伊教総第95号
平成26年6月27日

伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会
委員長 立見康彦 様

伊勢崎市教育委員会
教育長 徳江基行

伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針案について（諮問）

市立小学校及び中学校の規模の適正化を図り、望ましい教育環境を整備するため、伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会設置要綱第2条の規定により、下記のとおり伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針案について諮問します。

記

伊勢崎市立小学校及び中学校の規模の適正化に関する基本方針案

- (1) 学校規模の適正化に関する基本的な考え方について
- (2) 学校規模の適正化を図る検討対象校について
- (3) 学校規模の適正化に向けた具体的な取組について

(4) 伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針案について（答申）

平成27年6月24日

伊勢崎市教育委員会
教育長 徳江基行 様

伊勢崎市学校規模の適正化に関する
基本方針検討委員会

委員長 立見康彦

伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針案について（答申）

平成26年6月27日付伊教総第95号で諮問のありました伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針案について、当委員会で慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめるとともに、下記の意見を付して答申します。

審議の過程において、適正化を図る必要のある学校については、学校規模適正化検討地区委員会を開催し地元意見の集約に努めるとともに、市教育委員会では、本年4月から5月にかけてパブリックコメント手続を実施しました。このように意見の集約に当たっては、委員会での協議に加え、保護者や地域住民をはじめ広く市民の皆様の意見を伺うことに努めてきました。

今後の学校規模の適正化推進に当たり、これらの意見を十分に尊重するとともに、子どもたちの教育の質の保証及び望ましい教育環境の提供を目指し、保護者をはじめ地域住民との合意形成に最善の努力をされるよう要望します。

記

1. 適正規模の基準及び許容範囲から外れる学校は、今後の児童生徒数及び学級数の推移を十分注視し、適宜、学校規模適正化の推進を図ること。
2. 学校規模適正化の推進に当たっては、通学区域内における地域性等を十分考慮し、通学区域の見直しや児童生徒の登下校の安全性を確保するよう適切な措置を講じること。
3. 境島小学校は、適正規模の基準及び許容範囲から大きくかけ離れた状態にあるため、速やかに学校規模適正化の推進に着手すること。

3 市民参加等

(1) 境島小学校学校規模適正化検討地区委員会

① 検討経過

- ・ 第1回境島小学校学校規模適正化検討地区委員会
平成26年12月19日（金）午後7時30分～午後9時30分
- ・ 第2回境島小学校学校規模適正化検討地区委員会
平成27年1月22日（木）午後7時30分～午後9時15分
- ・ 第3回境島小学校学校規模適正化検討地区委員会
平成27年2月13日（金）午後7時30分～午後8時55分

② 委員構成

公募委員4人、地区区長会長1人、行政役員（区長・区長代理・民生委員・主任児童委員）11人、校長・教頭・学校評議員4人、PTA本部役員3人 合計24人

(2) 境島小学校統合又は存続の要望

① 学校統合要望

在籍児童16人の保護者13世帯のうち11世帯から「境島小学校統合に関する要望書」が次のとおり提出されました。

期 日 平成27年3月2日（月）

提出者 境島小学校統合を希望する有志一同（17人の署名添付）

内 容 適正規模の学校において子どもたちに均等な教育を受けさせたいので、学校の統合に賛同する趣旨

② 学校存続要望

上記①の要望活動に参加しなかった児童の保護者から、地域住民をはじめ田島弥平旧宅の来訪者等から集めた署名を添えた「境島小学校の存続に対する要望書」が次のとおり提出されました。

期 日 平成27年5月15日（金）

提出者 境島小学校に在籍する児童の保護者（120人の署名添付）

内 容 学校のない地域は将来的に消滅することを危惧し、143年の歴史のある境島小学校の存続を希望する趣旨

(3) パブリックコメント手続

① 応募状況

意見の募集期間 平成27年4月20日～平成27年5月19日

意見の提出者数 13人

意見の件数 25件

意見の要旨の数 18件

② 主な意見等の要旨

- ・ 通学区域の弾力的な運用に関する意見
- ・ 小規模校及び大規模校の適正化に関する意見
- ・ 境島小学校の統合又は存続に関する意見